

配布番号

測定器管理規定 (E P R - 1 3)

制定・改訂日	承認	審査	作成
制定 年 月 日			
改訂 年 月 日			

アイエスオー商事株式会社

--

文書番号： E P R - 1 3	文書名： 測定器管理規定	版： 1 . 0	頁： 1 / 2
----------------------	-----------------	-------------	-------------

1 . 目的

本規定は、環境保全のための監視、測定および試験装置の管理手順を明確にすることを目的とする。

2 . 責任

環境管理部長は、環境監視、測定のための測定器管理の責任を有する。

3 . 選定

環境管理部長は、測定器を新規購入する部署の管理責任者の依頼を受け、測定器を選定する。

4 . 測定器の受入検査及び登録

(1) 環境管理部長は、購入した全ての測定器を受入検査標準に基づき検査を行う。

合格品には、識別番号を決定し、「測定器管理台帳」を作成する。

「測定器管理台帳」は、他の環境記録と同様の管理、保管をしなければならない。

(2) 受入検査に合格した社内標準器は、見やすい箇所に有効期限ラベルを貼り付け、環境管理部が所定の配置場所に保管し、管理測定器の校正に使用する。

(3) 社内標準器で校正した管理測定器は、見やすい箇所に有効期限テープを貼り付け使用各部門に交付する。各部の部長は、所定の配置場所に保管し作業者に使用させる。

また、これらの測定器は測定器校正作業標準に従い、校正の設定を無効にするような調整ができないように、シールその他の保護手段を講じる。